

(四) 行政執行法施行令

モノナルトキ又ハ不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ處スルコト

ト

前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非サレハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 第三條及第五條ノ費用及第五條ノ過料ハ國稅徵收法ノ規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第一項ノ費用及過料ニ關スル繰替支辨、收入ノ所屬其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 認可又ハ許可ヲ受クルニ非サレハ所有スルコトヲ得サル物件行政廳ノ保管ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ所有ヲ認許スヘカラサルトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス假領置ヲ爲シタル物件ニシテ一箇年以内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキ亦同シ

第一條 廳府縣長官ハ行政執行法第三條ノ健康診斷ヲ

行フカ爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ

前項設備ニ要スル費用ハ廳府縣警察費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第二條 生命、身體若ハ財產ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ水陸ノ交通ニ危害ヲ及スノ虞アリト認メタルトキハ當該行政官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

左ノ各號ニ掲タル土地、物件ニ關シテハ法令ノ規定ニ違背シ因テ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ亦前項ニ同シ

一 崩壊又ハ人ヲ陥落セシムルノ虞アル場所
二 家屋其ノ他ノ工作物
三 船車其ノ他交通ノ用ニ供スル器具又ハ裝置
四 汽船、汽機及其ノ附屬裝置
五 前各號ニ掲ケタルモノノ外主務大臣ノ定メタル土地、物件

第三條 危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ

主務大臣ノ定ムル所ニ依リ必要ナル分量ヲ試驗用ノニ供スルコトヲ得

第四條 行政執行法第五條ノ過料ハ處分ヲ爲ス行政官廳ノ區別ニ從ヒ左ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

一 各省大臣 二十圓
二 廳府縣長官 二十五圓
三 其ノ他ノ行政官廳 二十圓

第五條 行政執行法第五條ノ戒告ハ履行期間ヲ定メ且書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第六條 行政執行法第五條ノ費用ノ徵收ハ現ニ要シタル費用及其ノ納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

過料ノ處分ハ其ノ金額及納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 行政執行法第五條ノ費用ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ヨリ之ヲ支出シ其ノ徵收金及過料ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ニ収入スヘシ

前項ノ規定ハ行政執行法第三條ノ費用ニ付之ヲ準用ス但シ本人又ハ媒介者ヲシテ病院ニ辨償セシムルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則

第八條 他ノ法令ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ行政處分ヲ強制スル爲豫メ戒告ヲ爲ストキ、自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルトキ又ハ行政處分ヲ強制スル爲過料ニ處スルトキハ第五條、第六條及第七條第一項ノ規定ヲ準用ス

(八) 行政警察規則(明治八年三月七日太政官達第二十九號)

行政警察規則別冊ノ通相定候條本年四月一日ヨリ施行可致就テハ從前捕亡吏取締組番人等ノ名稱ヲ廢シ巡查ト改稱可致此旨相達候事
但捕亡費ヲ改メテ警察費ト稱シ定額ハ先從前ノ通ニ候條出張所並吏員配置ノ儀ハ適宜タルヘク尤差向規則ノ通施行雖致事情有之向ハ其段内務省ヘ可申出事(別冊)

行政警察規則

第一章 警察職務ノ事

第一條 行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニアリ

第二條 各府、東京府ヲ除ク、縣長官其事務ヲ提掌シ警

部ヲシテ之ヲ分掌セシメ便宜各所ニ出張シ巡査ナシ
テ各部ニ分派シ巡邏查察セシム

第三條 其ノ職務ヲ大別シテ四件トス

第一 人氏ノ妨害ヲ防護スルコト

第二 健康ヲ看護スルコト

第三 放蕩淫逸ヲ制止スルコト

第四 國法ヲ犯サントスル者ヲ隠密中ニ探索警防ス
ルコト

第五條 行政警察豫防ノ力及ハスシテ法律ニ背ク者アルトキハ其犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トス之ヲ行政警察ノ官ニ於テ行フトキハ檢事章程並司法警察規則ニ照スヘシ

第六條 警察官吏ハ公同一般ノ裨益ヲ計リ一家隱微ノ小惡ヲ發ク可ラス且一己ノ功ヲ貪リ警察一般ノ目的ヲ慾ル可ラス

第二章 警部勤務ノ事

第一條 各出張所ニ派出セル警部ハ時時本廳ニ參會シ事務ヲ商議シ處分異同ナキヲ要スヘシ

第二條 凡ソ布告布達ハ其旨趣ヲ巡査ニ教示シ誤解スルモノナキヲ要スヘシ

第三條 時時區内ヲ巡視シ其景況並巡査ノ勤怠正否ヲ

察スヘシ區内ノ人員戸數職業等ハ成丈ケ詳知スルヲ要スヘシ

第四條 區内ノ事故ハ日報ヲ以テ長官ニ報告スヘシ若シ非常緊急ノ事件アレハ速ニ報知スヘシ時機ニ因リ直ニ警保頭ニ報知スルコトヲ得ヘシ

第五條 凡ソ警察ノ事ニ付テハ直ニ他府縣ノ警察官ニ報知若クハ照會スルコトヲ得ヘシ

第六條 達又ハ訊問等ノコトアルニ付アハ勅奏官及華族竝有位ノ者ハ家令家扶執事ヲ呼出スヘシ判任官以下士族平民ハ直ニ本人ヲ呼出スコトヲ得ヘシ

第七條 違警犯人ハ其犯情ヲ按シ違警條目ニヨリ處断シテ後長官ニ具申シ其疑按アルモノハ長官ノ指揮ヲ受ケテ處分スヘシ

第三章 巡査勤務方ノ事

第一條 第一章第三條ヲ以テ職務ノ大目的トナスヘキ事

第二條 持區内ノ居民並道路行人ヨリ困難出來シテ救護ヲ乞フトキハ何時ニテモ乞ニ應シ或ハ救護ヲ乞ハサルモ見聞次第力ヲ盡シテ防護スヘシ

但街路其外ニテ人命ニ係ル危難有之節ハ瞬速救護シ最寄ノ醫ヲ賴ミ治療ノ手續懇切ニ取計フヘシ

第四章 警部勤務ノ事

第一條 第一章第三條ヲ以テ職務ノ大目的トナスヘキ事

第二條 持區内ノ居民並道路行人ヨリ困難出來シテ救護ヲ乞フトキハ何時ニテモ乞ニ應シ或ハ救護ヲ乞ハサルモ見聞次第力ヲ盡シテ防護スヘシ

但街路其外ニテ人命ニ係ル危難有之節ハ瞬速救護シ最寄ノ醫ヲ賴ミ治療ノ手續懇切ニ取計フヘシ

第五章 警部勤務ノ事

第一條 老幼廢疾婦人等ハ就中注意シテ保護スヘシ

第二條 持區内ノ大小往來筋及市街村落ノ位置區長戸長ノ宅等盡ク群知スヘシ

第三條 持區内ノ戸口男女老幼及ヒ其職業平生ノ人トナリニ至ル迄ナ注意シ若シ無產體之者集合スルカ又ハ怪シキ者ト認ムルトキハ常ニ注目シテ其舉動ヲ察スヘシ

第四條 持區内ヘ他ヨリ移り來ル者アラハ前條ニ隨テ速ニ之ヲ探知スヘシ

但右等ノ事ニ付權威ヲ以テ其人ヲ呼出ス等ノ儀ハ決シテ有之間敷免メテ當人ノ覺知セサル機隱密ニ探偵スルヲ以テ警察ノ本意トス若シ已ムヲ得サルコトアルトキハ自ラ行テ詢問スヘシ

第五條 布告布達等總テ新令ノ出ルニ付人心ノ信否ヲ考察シテ警部ニ報知スヘシ

第六條 往來筋ノ妨害トナルヘキ物ヲ見ルトキハ速ニ記シ警部へ報知スヘシ

第七條 非番タリトモ合圖アルカ又ハ臨時呼出ヲ受レハ早速其場ニ驅付ヘク平常其心掛アルヲ要ス

第八條 巡邏中職務ニ關スル大小ノ事故ハ逐一帖ニ記シ警部へ報知スヘシ

第九條 往來筋ノ妨害トナルヘキ物ヲ見ルトキハ速ニ

附錄 消防關係法令

第十九條 路上ニ狂犬アレハ之ヲ打殺シ戸長ニ告ケ之
ヲ取棄ル手續ヲナスヘシ

第二十條 道路河渠ニ死屍アルトキハ其模様ヲ検シ警
部ニ報知シ指揮ヲ受クヘシ

第二十一條 獣畜ノ死骸アルトキハ速ニ戸長ニ告ケ之
ヲ取除ク手續ヲナスヘシ

第二十二條 烏獸魚類其他飲食物ヲ販賣スル店ニ質造
腐敗ノ品之アルヤチ當ニ検査スヘシ

第二十三條 人家夜間戸締油斷ノ者アレハ速ニ之ヲ其
主ニ知ラスヘシ

第二十四條 怪シキ者ヲ見認ルトキハ取糺シテ様子ニ
依リ持區内出張所ニ連行或ハ警部ニ密報シ差圖ヲ受
クヘシ倉卒ノ取計アル可ラス

第二十五條 失火ノ節ハ巡查失火ノ合圖ヲナシ一般ニ
知ラシム且焼失ニ罹ル家ハ其家人ヲ助ケ消防ノ事モ
勤ムヘシ消防人已ニ集ルニ至レハ勉テ亂雜及竊盜ヲ
防ケ事ニ注意スヘシ

第二十六條 同断ノ節第一ニ其人ヲ救ヒ出シ次ニ書類
金貨等ヲ出スヘシ又官廳其他區戸長等ノ宅ハ文書ヲ
第一ニ取出スヘシ

第二十七條 公事出入等ニハ一切關係致間敷若シ強テ相
頼候者アラハ警部ヘ具申スヘキ事

第二十八條 敷儀等決シテ有之間敷事

第二十九條 機密ノ節ハ勿輪職務ニ掛リタル事ハ總テ他
言致間敷事

第三十條 公事出入等ニハ一切關係致間敷若シ強テ相
頼候者アラハ警部ヘ具申スヘキ事

第三十一條 出勤中醉態ヲ露ハシ又ハ婦女ニ對シ戲ケ間
敷儀等決シテ有之間敷事

第三十二條 機密ノ節ハ勿輪職務ニ掛リタル事ハ總テ他
言致間敷事

第三十三條 公事出入等ニハ一切關係致間敷若シ強テ相
頼候者アラハ警部ヘ具申スヘキ事

第三十四條 敷儀等決シテ有之間敷事

第三十五條 官ヨリ相渡サレタル得物ノ外兵器ヲ携ル儀
ハ不相成且相渡サレタル得物ハ大切ニ取扱フヘキ事

第三十六條 得物ハ自身ヲ擁護スル具ト心得猥リニ人ヲ
打擲致間敷候勿論児暴人アリテ手ニ餘リ不得止節ハ
格別ノ事

第三十七條 巡邏中傍人ノ嘲嘆スルコトアリト雖モ必ス
恥辱ト思フヘカラス能ク忍耐シテ相當ノ處置ヲナシ
決シテ憤怒ノ色ヲ顯ハシ爭鬭ケ間敷儀致間敷事

第三十八條 何様ノ事アリトモ職務上ニ付キ人民ヨリ謝
物トシテ金銀物品ヲ受クルコト有ル可ラサル事

第三十九條 巡邏中ハ必ス役服ヲ著用シ能ク容姿ヲ正フ
シ他人ト同行シテ雜談ス可ラサル事

第四十條 每朝衣服冠物其他器械ヲ検査シ常ニ見苦シ
カラサル様注意スヘキ事

第一條 専ラ行儀作法ヲ正シクシ威權ケ間敷儀之ナク
シテ區民ノ侮慢ヲ受ケサル様可心掛事

第二條 法度規則ヲ確守シ上官ノ命令ヲ遵奉スヘシ決
シテ職外ノ事ヲ議スヘカラサル事

第三條 同勤中ハ一心同體ト心得常ニ謙諾溫順ヲ旨ト
シ忠實ヲ以テ交誼ヲ盡シ職務ニ怠ラサル様互ニ獎勵
スヘキ事

第四條 節儉ヲ守リ分限不相應ノ儀致間敷事

第五條 職務上ニ付上官ニ申立ノ事ハ總テ實直ヲ旨ト
シ愛憎偏倚ノ儀決シテ有之間敷尤後日ニ至リ前言ヲ
翻改スル儀無之様可心掛事

第六條 巡邏中道路行人並營業ノ者ノ妨ニ不相成様可
心掛事

第七條 往來ノ者ヲ取扱ニハ柔和ヲ旨トシ辨ヘナキ者
ハ殊更穩ニ取扱ヒ決シテ凌辱ヲ加ヘ手延キ處置致間
敷事

第八條 取調ノ爲人家ニ至ル節ハ接對筋縫テ懇篤ニ可
致但公私ノ分ヲ守リ狎昵敷儀決シテ有之間敷事

第九條 巡邏中私ニ人家ニ立寄候儀ハ勿論徒ラニ市店
ヲ詠メ職務ヲ怠ル間敷事

第十條 持區内ニテ金譚等賴入レ或ハ物ヲ買ヒ其價ヲ
心掛事

第二十條 屯所ハ毎朝清潔ニ掃除スヘキ事

(二) 警視廳官制

(大正二年六月十三日勅令第百四十九號)

第一條 警視廳ニ左ノ職員ヲ置ク

警視	官房主事	專任一人	勅任
警務部長	警務部長	專任一人	勅任
警衛部長	警衛部長	專任一人	勅任
警衛課長	警衛課長	專任一人	勅任
警視監	警視監	專任五十五人	奏任
警務司令	警務司令	專任三人	奏任
警技師	警技師	專任十三人	奏任
警屬部	警屬部	專任一百六十七人	奏任
消防士	消防士	專任十四人	奏任
消防司令	消防司令	專任九人	奏任
消防機關士	消防機關士	專任八人	奏任
工場監督官補	工場監督官補	專任九人	奏任
技術師	技術師	專任四十四人	奏任
通譯	通譯	專任一人	奏任

警部補

判任

警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ警視總監之ヲ定ム

第二條 大正九年勅令第二百六十二號第一條ノ規定ニ依リ俸給最低額ヨリ低キ俸給ヲ受クル技師及技手ニシテ他ノ職務ニ從事スル者ノ員數ハ主トシテ從事スル職員ノ定員ノ内トシ其ノ他ノ職員ノ定員ノ外トス

第三條 警視總監ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ東京府下ノ警察消防及特ニ内務大臣ノ指定スル衛生事務並

工場法施行ニ關スル事務ヲ管理シ各省ノ主務ニ關スル事務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第四條 警視總監ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ廳令ヲ發スルコトヲ得

第四條ノ二 警視總監ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ東京衛戍總督又ハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第五條 警視總監ハ其ノ主務ニ付テハ東京府下ノ郡長、島司、市長、區長及町村長ヲ指揮監督ス

第六條 警視總監ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ奏任官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行

フ

第七條 警視總監ハ廳中處務ノ細則・設ツルコトヲ得代理ス

第八條 警視總監事故アルトキハ警務部長其ノ職務ヲ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ警視總監ノ職務ヲ代理セシム

警視總監ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第九條 警視總監ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ警察署長又ハ警察分署長ニ委任スルコトヲ得

第十條 警視總監ハ警察署長又ハ警察分署長・處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ・公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十一條 警視廳ニ總監官房ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項

二 文書ノ往復及記錄編纂ニ關スル事項

三 官印廳印ノ管守ニ關スル事項

四 各部所成案ノ審査及制規ニ關スル事項

五 高等警察ニ關スル事項
六 會計ニ關スル事項
七 他ノ主管ニ屬セサル事項

第十二條 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト

左ノ如シ

警務部

一 警務ニ關スル事項

刑事部

一 刑事ニ關スル事項

保安部

一 建築警察、風俗警察及危險物取締等ニ關スル事項

衛生部

一 水火消防ニ關スル事項

第十三條 官房主事ハ警視總監ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 部長ハ警視總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三條 知事必要ト認ムルトキハ消防署ヲシテ其ノ管轄區域外又ハ其ノ府縣外ノ水火災ノ警戒防禦ニ應援セシムルコトヲ得

第四條 警察部長ハ知事ノ命ヲ承ケ第一條ノ職員、消防手及消防員ヲ指揮監督ス

第五條 第一條ノ警視ハ警察部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ消防事務ヲ掌リ其ノ執行ニ關シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防士、消防機關士、消防手及消防員ヲ指揮監督ス

大阪府ヲ除クノ外第一條ニ掲タル府縣ニ在リテハ知事ハ警察部勤務ノ警視ヲシテ前項ノ規定ニ依ル職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 消防士及消防機關士ハ警察部、消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部下ノ消防手及消防員ヲ指揮監督ス

第七條 消防署長ハ消防士、消防分署長ハ消防士又ハ消防機關士ヲ以テ之ニ充ツ

消防署長及消防分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌リ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第八條 第一條ニ掲タル府縣ニ消防手ヲ置ク判任官ノ待遇トス

第二條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ區域ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得

第三條 消防組ハ組頭一人小頭若干人及消防手若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

組頭及小頭ハ警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長之ヲ命免ス

消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第四條 組頭ハ警察官ノ命ヲ承ケ部下ノ指揮取締ニ任シ庶務ニ從事ス

小頭ハ組頭ヲ助ケ組頭差支アルトキハ之ニ代ハルモノトス

第五條 府縣知事ハ市町村會ニ諸間シ消防組ヲ數部ニ分ツコトヲ得

第六條 消防組ハ府縣知事ニ於テ指定シタル警察署長之ヲ指揮監督ス

消防組ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ進退スヘシ但シ火災ニ際シ警察官ノ臨場スル迄町村長又ハ組頭若ハ小頭之カ指揮ヲ爲スコトヲ得

第七條 消防組ハ其ノ區域外ノ火災ト雖モ警察署長ノ指揮ニ從ヒ其ノ警防ニ應援スヘシ

消防手ハ警察部、消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

第九條 第一條ニ掲タル府縣ニ消防員ヲ置クコトヲ得消防員ハ消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

第十條 本令ニ依ル消防ニ關スル經費ハ其ノ國庫ニ屬フルモノヲ除クノ外府縣警察費ノ支辨トス

附 則

本令ハ大正八年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ神奈川縣ニ在リテハ同年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市消防規程ハ之ヲ廢止ス

大阪市消防規程ニ依ル警視、消防士及消防機關士ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ同官等俸給ヲ以テ各當該官ニ任セラレタルモノトス

(ヘ) 消防組規則

(明治二十七年二月九日勅令第十五號)

第一條 府縣知事ハ職權又ハ市町村ノ申請ニ依リ火災ノ警戒防禦ノ爲メ消防組ヲ設置スルコトヲ得

第八條 警察部長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケテ其ノ地方全體ノ消防組ヲ指揮監督ス

消防組ハ火災警防ノ爲メニアラサレハ集合若クハ運動スルコトヲ得ス但シ警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長ニ於テ儀式訓練及他ノ灾害ノ爲メニ集合運動ヲ命シタル場合ハ此ノ限ニアラス

第九條 消防組ノ服務紀律及懲戒ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第十條 消防組ノ舉動治安ニ妨害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ之ヲ解クコトヲ得

第十一條 消防組員ノ手當並ニ被服等ハ市町村會ニ諸問シ府縣知事之ヲ定ム

第十二條 消防組員ノ手當並ニ被服等ハ市町村會ニ諸町村會ニ諸間シ之ヲ定ム

前項ノ器具及建物ハ市町村ニ於テ之ヲ設備スヘシ

第十三條 消防組ニ關スル費用ハ其ノ市町村ノ負擔トス

第十四條及第十五條 (削除)

第十六條 此ノ規則ヲ施行スル爲メニ必要ナル細則ハ府縣知事之ヲ定ム

第十七條 府縣知事ハ地方ノ状況ニ依リ此ノ規則ノ全部若クハ一部ヲ準用シ火災ノ警戒防禦ノ爲メ水防組ヲ設ケ又ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼ネシムルコトヲ得

第十八條 北海道ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ北海道廳長官之ヲ行フ

東京府郡部ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ警視總監之ヲ行ヒ警察部長ノ職務ハ消防署長之ヲ行フ

第十九條 此ノ規則中市ニ關スル規定ハ市町村組合並北海道及沖繩縣ノ區ニ、町村ニ關スル規定ハ町村組合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第七條ヲ除クノ外此ノ規則ハ警視廳官制又ハ特設消防署規定ニ依リ設置スル消防署ノ管轄區域ニハ之ヲ適用セス

(ト) 消防組點檢規則(明治三十三年五月内務省訓令第十六號)

第一條 消防組ノ點檢ハ人員、服装、姿勢、動作及機械器具、其ノ他携帶品ノ操法、分解構成、保存ノ適否ヲ検査スルモノトス

第二條 點檢ヲ行フトキハ所屬警察署長警察分署長又ハ其ノ代理者ヲ點檢官トシ組頭又ハ小頭ヲ指揮者ト

サルトキハ組頭ヲ點檢者トシ小頭ヲ指揮者トス

第三條 消防組員ノ集合整頓ノ方法ハ巡査點檢規則ヲ準用ス

第四條 指揮者タラサル小頭ハ前列右翼ニ若シ餘員アルトキハ同左翼ニ列シ尙ホ餘員アルトキハ後列ノ中央二歩ノ距離ニ於テ押伍ト爲ルヘシ

第五條 點檢ノ際列員ハ一定ノ服裝ヲ爲シ手袋アルトキハ之ヲ著用スヘシ但シ頭巾ヲ携フルトキハ其ノ組チ頭ニ掛ケ之ヲ背部ニ負フヘシ

第六條 點檢ハ消防組當番員出務ノ際、現場引上ケノ際及演習ノ際之ヲ行フモノトス

當番員出務ノ際ニ於ケル點檢ニ付テハ機械ノ分解構成ニ關スル検査、現場引上ケノ際ニ在テハ動作及機械器具携帶品ノ操法、分解構成、保存ノ検査ヲ省略スルモノトス但シ現場引上ノ際ニハ機械器具、被服其ノ他携帶品破損ノ有無ヲ特ニ嚴重検査スヘシ

第七條 機械、器具ニシテ使用シタルモノニ洗滌ノ後修繕シタルモノハ竣工ノ後警察官ニ於テ點檢スヘシ

其ノ在ラサルトキハ組頭又ハ小頭ニ於テ點檢スヘシ
第八條 嘴筒其ノ他ノ機械ニシテ組立テタルモノハ毎年行フヘキ演習ノ内其ノ一回ニ限り之ヲ分解シ内部ノ検査ヲ行フヘキモノトス

二 消 防 歌

(其の二)

抑
吾
吾
水
火
震
災
其
不
時
大
事
家
も
身
を
一
意
專
心
其
當
り
任
務
果
す
一
勇
氣
精
神
縱
令
見
か
け
此
の
精
神
形
ば
か
り
の
土
人
形
何
の
用
に
か
立
ち
得
べ
き
一
致
の
精
神
ぞ
此
の
精
神
形
ば
か
り
の
土
人
形
何
の
用
に
か
立
ち
得
べ
き

我等は茲に意を注ぎ
いさてふ時は忽に
出でて働く備えたり
警鐘一打夢さめて
嘲嘆喇叭の不時呼集
直ちに馳せて其の部掌
盡す腕のみ君見ずや
斯くて困苦の其の人を
災禍の中に救ひ出しあ
喜び分つ其の時
之れぞ誠の火消人
(其の二)
花は櫻木人は武士
御里を守る兵士と
同じくこれや義侠兵
事に大小差はあれど

三 火災ニ對スル迷信

七 正月ノ三日間ノ内ニ火吹竹ヲ作り其ヲ神棚ニ上ケ
置キ火事ノトキ之ヲ以テ吹ケバ類焼ヲ免ル

八 丙午ノ年ノ女ハ一代ニハ夫ノ死別カ火事ニ遇フ
九 每年五月五日ノ朝寒中ノ汲ミ水ヲ貯ヘタルモノヲ
屋根ノ上ニ置ケバ火難ハ其年ニ免カル

十 庚申ノ年ニ家屋建築ヲナストキハ火難アル

十一 庚申ノ年ニ猿ヲ擊ツトキハ其家ニ火難アル

「日」

一 大ノ日ニ餅ヲ搗キ其餅ヲ犬カ喰ヒ残シタ餅ヲ鳥ガ
喰ハヘ屋根ニ登ルトキハ其家ヨリ火事が起ル

二 五黄ノ日ニ屋根替ヲスルト火ニ崇ル

三 冬至ノ日ニ蕎麥カラヲ焚クト火事ニ罹ラヌ

四 丑ノ日ニ取灰ヲナスト火事が起ル

五 寅ノ日ニ取灰ヲナスト火事が起ル

六 丑ノ日ニ大掃除ヲナセバ火災其他ノ不幸アリ

七 正月ノ初丑ノ日ニ取灰ヲナシ川ニ流スト火事ニ罹
ル

八 舊暦ノ十月亥ノ日(俗ニイノコ)ニ糰臼ヲ挽クト火
事ニ遇フ

九 丑寅ノ日ニ餅ヲ搗クト火難ガアル

十 丑寅ノ日ニ餅ヲ搗クト火難ガアル

- 十一 三隣亡(暦ニアル)ノ日ニ屋根替ヲスルト火事ガ
起ル

十二 土用ノ丑ノ日ニ汲ミ置キタル水ヲ土用ノ丑ノ日
ニ屋根ニ撒ケバ火災ニ罹ラヌ

十三 地火ノ日ニ蒔キタル作物ヨリ三年間續ケテ種子
ヲ採ルトキハ火ニ崇ル

十四 午ノ日ニ田植ヲナセバ火ニ崇ル

十五 午ノ日ニ田植ヲナシタル藁ニテ屋根ヲ葺クト火
ニ崇ル

十六 寅ノ日ニ衣類ヲ截シト火事ニ遇フ

十七 卯ノ日ニ衣類ヲ截シト焼ケ穴が出来ル

十八 午ノ日ニ麥ヲ蒔キ其稈ヲ燃スト其灰ヨリ火災ガ
起ル

十九 西ノ日ニ家ヲ建ツルト火が早イ

二十 二月八日ト十二月八日ニ人薦ヲ日光ニ晒スト火
ヲ招ク

二十一 十一月ノ初申ノ日ニ夜業ヲナストキハ火事ニ
遇フ

二十二 西ノ日ニ取灰ヲナストキハ火事ニ起ル

二十三 西ノ日が月ニ三回若ハ十一月中ニ三回アルト
キハ火事ガアル

- 二十四 寅ノ日ニ纏ヲ垣根結ヒニスルト火ニ崇ル
 二十五 午ノ日ノ晚カラ臼ヲ擣レハ火事ニ罹ル
 二十六 月ノ二十四日又ハ酉ノ日ニ取灰ヲナセバ火事
 が起ル
- 〔家〕
- 一 寒ノ中ニ煤ヲ掃フトキハ火ニ罹ル
 二 蜂ノ巣ヲ門口ニ吊シ置ケバ火災ヲ免ル
 三 屋上ノ鬼瓦ヲ水ト云フ字ニシテ置ケバ火災ヲ免ル
 四 火ノ用心ト紙ニ書キ其傍ラニ鷄ヲ畫キテ之ヲ竈ノ
 附近ニ貼付ケルト火災豫防トナル
 五 夜下リノ蜘蛛ノスルトキハ附近ニ火事が起ル
 六 住家建築中降雨ニ遇フコトナケレバ其家ハ火災ニ
 罷ル
 七 家ニ馬ノ入ルトキハ火事ニ罹ル
 八 寒ノ中種子油ヲ室内ト土間ニ落シ散ラスト火事が
 起ル
 九 「往宋名无忌知君是火積大金輪王勅」ト書シ家ノ入
 口ニ貼付シ置ケバ火災除トナル
 十 寒中ニ油ヲ「コボス」ト火事ニ遇フ、此ノ難ヲ
 免ルルニハ「コホシタ」入カ水浴スレバ免ルルト云フ
 十一 豊が家屋内ニ舞込ムト火難ガアル
- 〔寒〕
- 一 寒中竈ヲ新設又ハ修繕スルト火事ニ遇フ
 二 寒中水冠リ(俗ニ寒ノ水)ノ残シタ水ヲ屋根ニカケ
 置ケバ火災ニ罹ラヌ
 三 寒ニ庚申ヲ祭ルト火ニ崇ル
 四 寒中ニ木綿ヲ燃スト火ニ崇ル
 五 落雷ニ依リ火災ノ起リシ際ハ其附近ノ家屋ニ「オ
 シメ」(乳兒ノ使用スル)ヲ張ルト類焼ヲ免ル
 六 寒中ニ雷鳴ルト火事が多イ
- 〔夢〕
- 一 火災ノ夢ヲ見ルトキハ類焼ノ處アリト稱シ自家ノ
 燃ニ置クトキハ火ニ崇ル
 二 寒ニ水ヲ掛ケレハ火ニ崇ル
 三 猫ニ水ヲ掛ケレハ火ニ崇ル
 四 不動尊ニ不敬ノ行爲ヲスレバ火ニ崇ル
 五 スルトキハ火事ガアル
 六 秋葉神社ノ御札ガ千枚アルト火災ヲ免カル
 七 火事ノ時石臼ヲ水ニ浸スト類焼ヲ免カル
 八 茶釜ニ水ヲ入レテ沸カシ絶ヘス「デン」ト音ノ
 九 不動尊ニ不敬ノ行爲ヲスレバ火ニ崇ル
 十 猫ニ水ヲ掛ケレハ火ニ崇ル
 十一 舊暦十月三十日(恵比壽講)過ギマテ茄子ノ木ヲ
 煙ニ置クトキハ火ニ崇ル
 十二 秋葉神社ノ札ヲ家宅ニ貼付スレバ火災ニ罹ラヌ
 十三 秋葉神社ノ御札ガ千枚アルト火災ヲ免カル
 十四 犬ノ遠吠シタルトキノ夜ハ火事が起ル
 十五 普請ノ投餅ヲ燒キ食スルトキハ火難ニ罹ル
 十六 火鉢ノ殘火ノ豫防ニ火箸ヲ交叉シ差シ置クトキ
 ハ火事ヲ起サヌ
 十七 朝藤晚繩ヲ燒クト火事ニ罹ル
 十八 天空ニ火柱が立ツト世ノ中ニ火災が流行ス
 十九 月經中ノ女カ爐ヲ跨クト火ノ過チヲ受ク
 二十 爪ヲ火ノ中ニ飛バスト火ニ崇ル
 二十一 水ト云フ字ヲ三字紙ニ大書シ家ノ裏口ニ貼リ
 置ケバ其家ヨリ火事ハ起ラヌ
 二十二 窓ノ上位ニ秋葉神社ノ御札ヲ貼付シ七五三絆
- 〔附錄〕 火災ニ對スル迷信
- 十二 家ニ鼠カ居ナクナルト火事がアル
 十三 窓ヲ夜中家ニ入レルト火事が起ル
 〔雷〕
- 一 雷火ニ因ル火災起リタルトキハ織機ニ使用スル竹
 棒ニ火ヲ點シ之ヲ振リ卷ケバ鎮火スル
 二 落雷ニ依ル火災ニハ古キ物乾竿ニ火ヲ點シテ迎ヒ
 火スレバ鎮火スルト云フ
 三 三ツ雷ハ火ニ崇ル
 四 落雷ニ依ル火災ニハ小便水ヲ掛ケバ延焼ヲ免ル
 ト云フ
 五 落雷ニ依リ火災ノ起リシ際ハ其附近ノ家屋ニ「オ
 シメ」(乳兒ノ使用スル)ヲ張ルト類焼ヲ免ル
 六 寒中ニ雷鳴ルト火事が多イ

キ供フルトキハ火災豫防トナル

二十三 食鹽ヲ塗ノ上ニ供へ置クトキハ火災豫防トナル

二十四 「霜柱冰ノ梁ニ雪ノ折爾ノ葺キ露ノ滴リ」ト繰返シ云フテ寢ニ就クトキハ火災豫防トナル

二十五 鹽釜神社ノ御札チ家宅内竈附近ニ貼付スルト火事ニ罹ラヌ

二十六 秋葉神社ノ護摩ヲ焚キシ木チ表戸口ニ吊シ置クトキハ火難ニ罹ラヌ

二十七 火災ノ時オハケロ(女ノ歯チ染ムル)瓶チ火ノ

方ニ向ケ置ケバ類焼ヲ免ル

二十八 不潔ノモノチ燃スト火ニ禦ル

二十九 駐宅ハ火門ト云フ方角ニ當テ道ヲ付ケルト三年目ニハ其家が焼ケル

三十 電チ北向ニ使用スルト火災ニ禦ル

三十一 火事ノ時石臼ノ紛失スルト天火ト云

三十二 糜糸屋根ニ葺クト火事ニ禦ル

三十三 味噌ニ虫ノ出ツルハ其家ニ火災起ル

三十四 鶏ノ糞ヲ塗ノ上ニ貼付シ置ケバ火事ガ出来モ見出シガ早イ

四 消防火之見櫓新營工事豫定價格書

豫定價格 金四百貳拾九圓也

内 譯

名稱	品種	寸法	員數	單價	小計	摘要
地業用	割栗石	深方寸	一式	四	一	
跡代搗周村		深方寸	一立合四勺	五	一	
		五六尺	五人	一	一	
		尺	一人	七	一	
				四	一	
				三	一	
				二	一	
						地形ハ地貢ニヨリ埋メ深サヨ淺クスルモ差支ナシ

尖端屋根	亞鉛鐵板	同切組平間	同鐵附骨屬用	塗平間	同上司塗用上	打同上固ナラシメ	根基	礎石用	割石	一尺角	四ヶ
建方其他	手	鍛冶	傳	左官職	二人半	一百七十貫	目地	地	目地	一尺角	四ヶ
同切組平間	鍛冶			一切一分	七切五分	四切	目地	三、六、等	赤	一等	四ヶ
建方其他	止節共	傳	鍛冶	左官職	二人半	一百七十貫	同上固ナラシメ	打同上固ナラシメ	煉瓦	一調合	四ヶ
尖端屋根	亞鉛鐵板	同切組平間	同鐵附骨屬用	塗平間	同上司塗用上	打同上固ナラシメ	根基	礎石用	割石	一尺角	四ヶ
							コンクリート	コングリート	一調合	三、六、等	四ヶ
							コンクリート	コングリート	一調合	三、六、等	四ヶ
							タモルル	叩リ1キントク	一調合	三、六、等	四ヶ
							面一坪、厚三分	面一坪、厚二寸	一調合	三、六、等	四ヶ
							調合一坪、厚三分	調合一坪、厚二寸	一調合	三、六、等	四ヶ

請道具	損料
鐵骨見二杯塗 トペイン色	一式
回塗仕上足代共 ケレン鑄止並ニ三	八二
一式	七〇
一式	七七
一式	一三

附錄終

大正十二年二月十八日印刷
大正十二年二月二十三日發行

(消防練習書奥附)
(定價金壹圓貳拾錢)

著者 松華堂編輯部

横尾 清

東京市神田區飯田町一丁目十二番地

複製不許

印刷行者兼

印刷所 三榮印刷社

東京市麹町區飯田町四丁目三番地

堂 華 松 發行所
二十ノ一町錦區田神市京東
番三四六二田神電話番四九一一二京東座口替振



終

